

こ 支 虐 3 5 0 号  
令 和 6 年 8 月 2 8 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こども家庭庁支援局長

児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号に定める  
児童相談所長又は都道府県知事が行う指導の委託について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号に定める児童相談所又は都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下「児童相談所長等」という。）が行う指導の委託（以下「指導委託」という。）について、適正な指導・支援体制を確保するため、次のとおり実施方法を定め、令和6年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

児童相談所においては、在宅での援助を行うケースにおいて、重症化し、行政等による継続的な支援が難しくなり、こどもの生命・身体が危険にさらされることがあることを念頭に、こども家庭センター等への市町村指導のみならず、本通知等に定める困難を抱えるこどもの養育に関する専門性を有した民間団体への指導委託を活用することにより、継続的に支援を行っていくことが重要である。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 目的

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、極めて高い水準で推移しており、複雑・困難なケースも増加している。このため、児童相談所長等が行うこととされている要保護児童又はその保護者に対する指導などの業務について、困難を抱えるこどもの養育に関する専門性を有した民間団体を積極的に活用することにより、児童虐待の発生予防の充実を図るとともに、児童虐待発生後の的確かつ円滑な対応を行う体制の強化を図ることを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）とする。

3. 事業内容

施設入所等までは要しないが、要保護性がある又は施設を退所後間もないなど、

継続的な指導措置が必要とされるこども及びその保護者に対して、児童家庭支援センターその他の指導を行う者として適切な水準の専門性を有すると認められる機関（以下「指導機関」という。）による指導が適切と考えられる事例について、児童相談所長等が指導機関に委託して指導を行うものとする。

#### 4. 指導機関の要件

指導機関は、以下のいずれにも該当するものとする。

- (1) 都道府県及び市町村以外の者が設置する機関であること。
- (2) 指導機関の運営主体は、委託を受ける業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人であること。
- (3) 委託を受ける指導に従事する者として、次のアからウのいずれかに該当する者を置いていること。
  - ア 法第12条の3第2項第2号に該当する者
  - イ 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
  - ウ 児童相談所長等がア又はイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

#### 5. 指導の内容

指導機関が実施する具体的な指導の内容は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) こどもや保護者を指導機関に通所させ、またはこどもや保護者の居宅等を訪問する等の方法による連絡調整及び相談支援
- (2) こどもや保護者に対する心理療法、カウンセリング等
- (3) 前各号に掲げるもののほか、児童相談所長等が必要と認める指導等

#### 6. 実施にあたっての留意事項

- (1) 指導機関に委託して指導を行う場合には、児童相談所長等は予めその旨をこどもや保護者に十分説明し、その同意を得た上で行うことを原則とし、委託による指導が決定した場合には、指導機関に対し、指導について参考となる情報を詳細に伝達するとともに、指導機関が指導に必要な援助計画を作成する際助言を行うなど、指導の一貫性、的確性が確保できるよう努めること。
- (2) 児童相談所長等は指導機関から定期的に指導の経過報告を求めるとともに、必要な助言、援助等を行うなど、指導機関と十分に連携を図ること。
- (3) 児童相談所長等は指導機関が指導委託の解除又は変更を適切と認めた場合には、速やかに児童相談所長等にその旨の意見が述べられるよう体制を整備すること。
- (4) 指導機関は個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、児童相談所、市町村、学校、保育所などの関係機関とこどもや保護者に関する必要な情報の共有及び指導に際して必要となる連携を図ること。

#### 7. 経費

指導委託に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）によるものとする。